

### 第1章 健康づくりと保健医療体制の充実

#### 第1節 生涯を通じた健康づくり

#### 第2節 保健・医療・福祉の総合的な推進

### 第2章 健康危機管理体制の充実

### 第3章 人材の確保と質の向上



第2部 各論

東京都南多摩保健医療圏地域保健医療推進プラン 重点プラン・指標一覧

第2部  
第1章  
第2章  
第3章

項目	重点プラン	指標	
<b>第1章 健康づくりと保健医療体制の充実</b>			
<b>第1節 生涯を通じた健康づくり</b>			
1-1-1 がん対策の推進	2 がんの早期発見の取組（科学的根拠に基づく検診・質の向上）	受診率・精密検査受診率の向上に向けた取組	充実する
1-1-2 たばこ対策・慢性閉塞性肺疾患（COPD）の予防	1 喫煙・受動喫煙の健康影響及びCOPDについての普及啓発の充実	禁煙・受動喫煙の健康影響及びCOPDに関する普及啓発	充実する
1-1-3 生活習慣の改善	1 幅広い世代に向けた生活習慣病予防の推進	健康的な生活習慣や生活習慣病予防に関する取組	充実する
1-1-4 食を通じた健康づくり	4 関係機関の連携による総合的な食育の推進	関係機関との連携・協働による食育活動	推進する
1-1-5 自殺対策の推進	1 地域特性を踏まえたきめ細かな自殺対策の総合的な推進	自殺対策計画を踏まえた総合的な自殺対策	推進する
1-1-6 妊娠期からの切れ目のない子育て支援	1 妊娠期から出産・子育て期に至るまでの切れ目のない支援	妊娠期から出産・子育て期に至るまでの切れ目のない子育て支援	推進する
1-1-7 歯と口腔の健康づくり	1 生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの推進	生涯を通じた歯と口腔の健康づくりに向けた取組	推進する
1-1-8 様々な主体による健康づくり	2 住民主体の健康づくり活動の推進	地域における健康づくり推進員等活動・住民主体の介護予防活動及びその活動支援	推進する
<b>第2節 保健・医療・福祉の総合的な推進</b>			
1-2-1 高齢者への支援	2 認知症の人の増加（若年性含む）に伴う適切なケアの確保および地域社会全体で支える環境の整備	認知症の人と家族の地域生活を支える介護サービス体制の整備	充実する
1-2-2 障害者への支援	1 重症心身障害児（者）、医療的ケア児の療養支援の推進	重症心身障害児（者）、医療的ケア児の療養支援	充実する
1-2-3 難病患者への支援	2 難病患者の災害時支援体制整備の推進	在宅人工呼吸器使用難病患者の災害時個別支援計画の作成及び支援	推進する
1-2-4 精神障害者への支援	2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	地域で安心して生活を送るため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた連携の強化	推進する
1-2-5 在宅療養の推進	2 地域における在宅療養の推進	在宅医療・介護連携推進事業の地域の実情に応じた取組	充実する
1-2-6 医療連携体制の推進	1(2) 地域における脳血管内治療の医療連携の推進 2(3) 糖尿病医療連携体制の推進	1(2) 脳梗塞に対する脳血管内治療 2(3) 「糖尿病地域連携の登録医療機関」制度の活用	推進する 推進する
<b>第2章 健康危機管理体制の充実</b>			
2-1 健康危機管理体制の充実	2 新興感染症発生・まん延時の対策	新興感染症発生・まん延時の対策	強化する
2-2 食品の安全確保	1 事業者の自主衛生管理の取組の促進	食品関係事業者へのHACCPの普及	充実する
2-3 医薬品等の安全確保	1 医薬品安全確保対策の充実	医薬品等の監視指導等における制度改正等最新情報の提供	充実する
2-4 生活環境衛生対策の推進	2 公衆浴場等におけるレジオネラ症予防対策の徹底	公衆浴場等におけるレジオネラ症予防対策	徹底する
2-5 アレルギー対策の推進	1 アレルギーに関する情報提供及び普及啓発の充実	アレルギーに関する情報提供及び普及啓発	充実する
2-6 感染症の予防と対応	3 結核の感染拡大防止のための早期発見と治療終了支援	患者の背景に応じたDOTSの実施	推進する
2-7 災害対策・救急医療の充実	2 災害医療連携体制の充実	災害対策訓練・研修会等を通じた災害医療連携体制	充実する
2-8 医療安全対策の推進	1 医療安全支援のための取組の推進	研修会、講習会等における情報提供、共有	推進する
<b>第3章 人材の確保と質の向上</b>			
3-1 人材育成研修等の充実	1 保健医療等従事者向け研修の充実	保健・医療等関係者への研修	充実する

▶「重点プラン」…今後の取組のうち、特に重点的に取り組む施策  
▶「指標」…重点プランの進行管理、評価・検証を行うために設定

本プランにおける自治体、保健所に関する表記は、原則として以下のとおりとします。  
▶「都」…東京都を指す。  
▶「市」…圏域5市（八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市）を指す。  
▶「保健所」…圏域内3保健所（八王子市保健所、町田市保健所、東京都南多摩保健所）を指す。  
▶「都保健所」…東京都南多摩保健所を指す。

